

第 2 3 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 1 2 日（火）午後 1 時 4 1 分から午後 2 時 2 7 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3 階）

3. 出席した農業委員（1 3 人）

会 長	1 4 番	前 川 正 人			
委 員	1 番	佐 藤 雄 一	2 番	鹿 又 幸 也	
	3 番	後 藤 義 昭	5 番	中和田 吉 彦	
	6 番	館 山 友美子	7 番	小 島 良 金	
	8 番	小田原 正 一	9 番	瀧 澤 正 一	
	1 0 番	佐 藤 吉 美	1 1 番	坂 本 雄 司	
	1 2 番	廣 瀬 恵美子	1 3 番	武 島 竜 太	

4. 欠席した農業委員（0 人）

5. 遅参した農業委員（0 人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大 谷 和 正
事務局次長兼農業振興係長	新 妻 暁 生
農地係長	門 馬 優 樹
事務局主査	佐 藤 達 也

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 農地使用貸借合意解約届出について

(5) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について

議案第5号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について

議案第6号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（売買）について

議案第7号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第23回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼を申し上げます。

 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第23回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。4月13日、月曜日、総会終了後、農業振興委員会を開催いたしました。本日の議案第7号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、協議を行いました。4月21日、火曜日、本総会に係る議案書を郵送配布しております。4月30日、木曜日・5月1日、金曜日・7日、木曜日、本日の総会に向けて現地調査を行っております。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。9番瀧澤正一委員、10番佐藤吉美委員、ご両名を指名いたします。

 次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

 次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 専決処分についてを議題といたします。(1) 農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号 専決処分、(1) 農地の転用事実に関する照会について、今月は1件の照会がありました。番号1について、福島地方法務局相馬支局登記官から、令和8年3月18日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱いさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりであり、当時の許可申請の内容は農地法第5条に基づく所有権の移転（贈与）となります。なお、申請人は、許可申請者である譲渡人本人に当たります。本来、転用許可後、登記名義人の変更を行い、次に建物が完成後、登記地目の変更を行うものですが、本件においては、登記名義人の変更を怠っていたため、先に登記地目の変更をすることとなったものです。令和8年3月23日に12番農業委員とともに確認を行い、転用目的「一般住宅用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和8年3月31日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について(4) 農地使用貸借合意解約届出について(5) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号 報告事項について、事務局よりご報告いたします。
(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は6件の報告を受理いたしました。番号1及び番号3については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。その他のものにつきましては、去る4月30日及び5月1日に各輪番委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおり工

事が完了していることを確認いたしました。(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、今月は8件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、番号3及び番号5を除き農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。番号3及び番号5については、地区担当の農業委員、推進委員にあっせんを依頼させていただいているところです。なお、番号7及び番号8については届出者が同じですが、被相続人が異なるため、別の届出として受理しておりますことを補足させていただきます。(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は2件の通知を受理いたしました。番号1及び番号2の解約の理由については、所有者都合による解約となっており、今後は所有者が耕作する予定となっております。(4) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。解約の理由については、農地法第5条申請に伴う解約となっており、同地は「本総会議案第2号」の番号1に上程されております。(5) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について報告いたします。去る4月30日及び5月1日に各輪番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、資料に記載の46件について判断いたしました。まず、農地と判断したものについて報告いたします。46件のうち7件は農地と判断いたしました。番号1、番号2、番号4から番号6、番号35、番号45については農地と判断いたしました。その他の39件については非農地と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番から3番について、担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員をお願いします。

2 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご報

告案件 1 番から 3 番までを調査担当委員を代表してご報告いたします。最初に 1 番案件をご報告いたします。去る 4 月 27 日、地区担当推進委員と譲受人立合いで現地にて許可申請内容確認を行いましたのでご報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地につきましては議案書記載のとおりです。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。現地調査にて譲受人には不耕作地がないことを現地調査で確認しております。許可基準第 1 号・第 4 号については要件を満たしております。許可基準第 2 号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第 3 号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第 5 号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第 6 号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

次に、2 番案件について、去る、4 月 27 日地区担当推進委員と譲受人、立合いで現地にて許可申請内容確認を行いましたのでご報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地につきましては議案書記載のとおりです。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。現地調査にて譲受人には不耕作地がないことを現地調査で確認しております。許可基準第 1 号・第 4 号については要件を満たしております。許可基準第 2 号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第 3 号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第 5 号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第 6 号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

最後に、3 番案件について、去る、4 月 27 日地区担当推進委員と譲受人、立合いで現地にて許可申請内容確認を行いましたのでご報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地につきましては議案書記載のとおりです。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状

況経営面積については議案書記載のとおりです。現地調査にて譲受人には不耕作地がないことを現地調査で確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号について議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。まず、番号1について、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、申請地を耕作している譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。次に、番号2について、申請地は譲受人の農地に隣接しており、農作業の効率化を図るため、譲受人が購入することとなり、申請に至ったものとなります。番号3についても、申請地は譲受人の農地に隣接しており、農作業の効率化を図るため、譲受人が購入することとなり、申請に至ったものとなります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件 1 について、譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、資材置場及び通路用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から 6 カ月を予定しております。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、地域計画変更済み（相馬市農林水産課）及び法定外公共物（水路）占用許可済み（相馬市都市整備課）であることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号 1 番について担当委員挙手願います。13 番武島竜太委員をお願いします。

13 番 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を報告いたします。4 月 30 日、1 番委員・12 番委員・地区担当推進委員・事務局 2 人で現地調査を行いました。さらに 5 月 7 日、現地調査にて指摘のあった是正箇所を確認いたしましたので報告いたします。是正個所の指摘内容は、以前申請地に立っていた園芸用鉄骨ハウスを解体した際に出た廃ビニールや残骸の一部が残っていたために撤去を指示いたしました。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。許可基準第 1 号立地基準について申請地は第 1 種中高層住居専用地域なので第 3 種の農地になるため立地基準は満たしております。従って許可基準第 2 号は、該当いたしません。許可基準第 4 号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上のことから許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3 番 議案第3号 現況確認証明申請について、申請地の現況を、5月1日に2番委員・5番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請地の現況は「山林」です。非農地となった経過及び理由は議案書記載のとおりです。申請地目のとおり証明書を交付することが妥当と判断しました。

議 長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 現況確認証明申請について事務局から、補足説明は特にありません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件については、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について、説明申し上げます。まず、地域計画の変更にあたり、取り扱いが変わりましたので、ご報告申し上げます。

これまで、地域計画の変更を伴う転用申請については、3回の審議を頂いておりました。このたび、国から新たなQ&Aの通知があり、今後、農地転用の場合は、原則「目標地図の素案について」は審議不要となり、これまでの2回目と3回目の審議、計2段階の審議でよいこととなりました。

本件は、この新たな通知を踏まえた、2段階の審議のうち、1つ目の審議となります。申請人及び申請地は議案書に記載のとおりです。本件は、申請人が農業委員会で農地の転用について相談をした際に、申請地が既に通作路用地などとして使用されており、違反転用状態であることが判明したため、今後追認の申請を行うにあたり、あらかじめ地域計画の変更が必要であることから、手続きが行われたものであります。本件は、あくまで現時点での判断となりますが、転用の可否について検討を頂くものであることから、輪番の担当委員に現地調査を行っていただいております。

議 長 続いて、案件1番について調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計

画)の変更について、去る5月1日、2番委員・3番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いましたので調査担当委員を代表して報告いたします。現時点では、農地法第4条の転用許可基準に基づき判断いたします。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。申請地の用途は、通作路用地等です。許可基準第1号の立地基準について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地です。しかし、この案件は、通作路用地を整備するための申請なので、不許可の例外事業に該当いたします。許可基準第2号は、非該当です。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可見込みと判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の変更については「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第5号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(一括方式)についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号8番までについて相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 5 号 令和 8 年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について、番号 1 番から番号 8 番について説明いたします。権利の設定人・非設定人については議案書記載のとおりで、1 番から 4 番までについては、契約期間満了に伴い、再度、利用権を設定する契約です。番号 5 番から番号 7 番までは、新たに、利用権を設定する契約でございます。最後に、番号 8 番については、前年度に農業委員会に相談があり、紹介いたしました農地であって、この度正式に、利用権を設定する契約でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件は、すべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 令和 8 年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）については「意見なし」とすることに決せられました。
次に、議案第 6 号 令和 8 年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（売買）についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第6号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（売買）についてご説明申し上げます。本件は、今回初めてとなりますので、概要からご説明いたします。

本件は、農地中間管理機構を経由しておりますが、「貸し借り」ではなく、「売買」となります。今回、当事者から申し出がありまして、「農地中間管理機構を経由した売買」の進捗が進んでおります。この手続きの一環として、市から農業委員会に対し、意見を求められたことから、お諮りするものでございます。

議案第6号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（売買）について番号1番について説明申し上げます。申請人及び申請地は議案書に記載のとおりです。なお、本件は、初めての案件でありますので、あらかじめ地区担当の農業委員・推進委員にご相談をさせて頂いております。移転設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを確認いたしました。よって許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号について、譲受人は個人であるため非該当であります。次に許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号についてであります。譲受人に転貸などの事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号の地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を、すべて満たしております。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議長

質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議長

討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 令和 8 年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画(権利設定)については、「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第 7 号 令和 7 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長をお願いします。

委員長 議案第 7 号につきまして説明申し上げます。去る 4 月 13 日、総会終了後に農業振興委員会を開催し、振興委員の皆さんと協議をいたしました。協議内容等について、ご説明いたします。議案第 7 号 令和 7 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、事務局より、令和 7 年度の活動内容・活動実績につきまして説明があり、概ね年度当初の計画に沿った活動を実施できたことから事務局案を了とすることに決定しました。詳細につきましては、事務局より補足説明お願いいたします。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 7 号 令和 7 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。
「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日時点の体制、農家数及び農地面積を記載しております。目標の設定当時の状況です。「Ⅱ. 最適化活動の実施状況」「1. 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」について①現状及び課題と ②目標については、令和 7 年 4 月 1 日時点のものとなっています。③の実績が令和 7 年度分の成果となります。令和 7 年度の農地集積結果は、16 ヘクタールの減少となっており、年度末の農地面積 3,240 ヘクタールに対し、集積面積は 1,376 ha、集積率は 42.4%、目標に対する達成状況は 84.8%となりました。農業委員会の点検結果としては、資材等の高騰や米の市場価格が安定しない等、農業を取り巻く状況は厳しく、条件の悪い農地については、耕作され

なくなっている。と、まとめました。つづきまして、(2) 遊休農地の発生防止・解消に移ります。①現状及び課題②目標については、令和7年度当初分として資料記載のとおりです。③実績「ア 既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消」については、「今年度、7年度の、緑区分の遊休農地の解消実績面積が5.0ヘクタール、達成率108.6パーセントと目標を上回る成果となっております。」「イ 新規発生遊休農地の解消」の項目に記載のとおり、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は0.7ヘクタールでした。④その他 として、農地の利用状況調査の結果を記載しております。1号遊休農地の面積は、合計79.3ヘクタールで、そのうち、緑区分の遊休農地56.8ヘクタール黄区分遊休農地が22.5ヘクタールとなっています。農業委員会の点検結果としては、遊休農地解消に向けた活動（農地パトロールや所有者への指導）を実施し、解消目標を達成したものの、新たに遊休農地が発生し、昨年よりも遊休農地の面積が増加した、とまとめました。

(3) 新規参入の促進①現状及び課題②目標については、年度当初の数値として資料記載のとおりです。③実績について」です。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積が6.3ヘクタールで、目標の達成状況は、29.4%となっています。新規参入者の参入状況としては、3経営体、取得農地が5.7ヘクタールでした。

農業委員会の点検結果としては、公表実績の6.3ヘクタールの内訳として、農地利用状況調査と、その後の農地利用意向調査により、貸付意向があった6.3ヘクタールにつきまして農地中間管理機構へ依頼することで公表し、また、所有者より貸付意向があった0.02ヘクタールにつきまして、相馬市農地バンクに登録し、ホームページで公表しております。なお、新たに参入した経営体に対し、5.7ヘクタールの利用調整を行いました。としております。2. 最適化活動の活動目標のうち、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 (2) 活動強化月間の設定①目標 については、令和7年度当初のもので、資料記載のとおりです。②実績としては、活動内容として計4回令和7年7月に実施した、農業委員会だよりによる新規参入PR令和7年8月に実施した、遊休農地の解消としての、利用状況調査の実施と、遊休農地へのひまわりの播種実施・令和7年12月に実施した、農地の集積・集約としての、耕作の意向確認や利用調整活動を実施しております。また、令和8年1月にも、

農業委員会だよりによる新規参入PRを行っております。続きまして、(3) 新規参入相談会への参加について①目標は、年度当初のものであって、資料記載のとおりです。②実績は、新規参入相談会への参加回数2回 開催時期は令和7年11月に福島県いわき市で開催された、ふくしま農業人フェアへ、廣瀬委員にご参加いただきました。また、同じ11月に、東京都で開催された新・農業人フェアにおいても、鹿又委員にご参加いただきました。これらの相談会においては、ブースを訪れた方々の相談への対応や就農を検討している方々の情報収集を行うとともに、新規就農に対する相馬市の農業についてPRするなどの活動を行いました。ここまでの各種実績を、国の基準にあてはめますと、「目標の達成状況の標語」においては、「目標に対し、期待どおりの結果が得られた」となりました。また、「推進委員等の点検・評価結果」におきましては、月あたりの活動日数を国の基準にあてはめて、それぞれの項目に記載させていただいております。続きましてⅢ事務の実施状況についてご説明します。1 総会、部会の開催実績につきましては毎月1回の総会を記載しております。また、振興委員会は年5回、推進委員会は1回、全体協議会は1回としてそれぞれ記載しております。2 農地法3条に基づく許可事務につきましては57件、3 農地転用に関する事務につきましては61件それぞれ許可しております。4 違反転用への対応」につきましては違反転用は17件、面積は、合計0.5ヘクタールありました。違反転用解消のために実施した活動内容は違反転用者に追認許可申請を行うように指導を実施しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について原案のとおり決定することに決せられました。

 以上で、提出された議案すべて終了といたします。

 本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第23回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	9 番	瀧 澤 正 一
---------	-----	---------

議事録署名委員	10 番	佐 藤 吉 美
---------	------	---------